

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

資料 3-2

令和8年1月30日

協議会名: 三木市地域公共交通検討協議会

評価対象事業名: 地域公共交通確保維持改善事業(幹線)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
神姫バス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・社～三木営業所～明石駅前 ・三木営業所～養田～西神中央駅前 ・社～御坂～三宮 ・三田駅～市立図書館前～みなぎ台 ・三木営業所～硯町～明石駅前 	<p>平成31年3月策定した「三木市地域公共交通網形成計画」の終了に伴い、令和6年3月に「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」との整合を図りつつ「三木市地域公共交通計画」の策定を行った。</p> <p>計画に基づき、鉄道の確保維持に向けた取組のほか、「三木市総合時刻表」の発行等により、バス路線の周知・PRを図った。</p> <p>また、R7.10からのデマンド型交通の運行エリア拡大に先立ち、デマンド型交通の周知と合わせバス路線の利用についても住民説明会や出前講座を開催し、周知・PRを行った。</p>	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された	A 年間目標利用者数877千人に対し、実績では921千人(921,215人)となり、目標達成。	<p>鉄道、路線バス、デマンド型交通の利用状況を注視しつつ、市内バス一律運賃制の維持や利用助成制度の維持等により、引き続き公共交通の利用促進策を実施していく。</p> <p>学校・地域へのモビリティ・マネジメント事業として、地域と協力し「バス乗車体験会」などの実施や総合時刻表の発行を行い、公共交通の利用につなげていく。</p>

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月30日

協議会名：	三木市地域公共交通検討協議会
評価対象事業名：	地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>本市においては、市内と、神戸・大阪方面等の市外を結ぶ基幹交通である「市域をまたがり運行する広域的な路線バス」や「神戸電鉄粟生線」をはじめとして、「市内を循環する路線バス」や「北播磨総合医療センター方面行き路線バス」のほか、一部地域においては路線バスを補完する移動手段として「デマンド型交通(チョイソコみき)」及び「地域ふれあいバス」が運行されている。</p> <p>特に、「市域をまたがり運行する広域的な路線バス」については、本市と神戸市・明石市・三田市・加東市・小野市を結び、兵庫県内及び阪神地域の広域的なネットワークとしての役割を有し、通勤、通学、通院、買い物等で利用されるなど、広く沿線地域住民の日常生活や経済活動を支える必要不可欠な路線となっている。</p> <p>しかしながら、当該路線は、少子高齢化や人口減少の進展により利用者数が減少傾向にあることに加え、近年では、在宅ワークなど新型コロナウイルス感染症に伴う生活スタイルの変化により、取り巻く環境はより一層厳しさを増している。</p> <p>そこで、国の地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)(以下「国庫補助金」という。)の活用により、こうした厳しい状況下においても、当該路線バスの確保維持が図られるよう取り組むこととする。 (地域公共交通計画別紙より)</p>